

2022年合格目標 司法書士 合格力完成答練 第1回

不動産登記法 記述式添削結果講評

第1欄について

良くできていました。だいたいの方が、財部六郎に対し登記の抹消をする旨を通知すると書かれていました。ただ、「配達証明付きで」と書かれた方も一定の割合でいました。本問の事例では、配達証明は不要です。細かいですが、正確に記載してください。

第2欄について

基本的に良くできていたと思います。多くの方が、「効力を生じている」としていました。そして、理由も正確でした。しかし、「効力を生じていない」とした方もけっこういました。理由を見ると、「太郎と一郎は同時死亡が推定されて…」といった感じで書かれていました。これは違います。確かに、太郎と一郎は同じ日に死亡していますが、明らかに一郎の方が後に死亡しているので、遺言の効力は生じることになります。

第3欄（1）について

良くできていました。だいたいの方が、4番所有権の登記の抹消を申請していました。ただ、登記原因、申請人の記載や添付情報が曖昧な方が目立ちました。仮処分による失効については、本試験の記述式でも出題されています。これからの出題もあり得るので、正確に書けるようにしておいてください。

第3欄（2）について

良くできていました。皆さん2番所有権の登記の抹消を申請していました。

第4欄（1）について

良くできていました。皆さんA土地について甲野太郎から甲野二郎への相続による登記を申請していました。素晴らしかったです。ただ、添付情報が正確でない方が多かったです。本問では、添付情報が

多くてちょっと面倒ですが、相続の登記の添付情報は重要ですので、しっかり押さえておいてください。

第4欄（2）について

微妙でした。正確に数次相続の形で登記を申請していた方のほか、①甲野太郎から一郎に対する持分移転の登記、②一郎の単独所有権について三郎への移転の登記を申請していた方も多かったです。確かに、このような登記も申請できますが、本問では、登録免許税が低額となる形で申請する必要があるので、数次相続の形で申請する必要があります。

第4欄（3）について

良くできていました。問題なかったです。

第4欄（4）について

こちらも良くできていたと思います。だいたいの方が、「相続」を原因として、1番抵当権の債務者を甲野三郎とする変更の登記を申請していました。

第4欄（5）について

基本的に良くできていたと思います。多くの方が、1番抵当権の効力を所有権全部に及ぼす変更の登記を申請していました。ただ、所有権の一部を目的として抵当権の設定の登記を申請している方も、一定の割合でいました。これは良くないです。所有権の一部に設定されている抵当権の追加担保として、所有権の残部に抵当権が設定されたときは、及ぼす変更の登記となります。重要です。

商業登記法 記述式添削結果講評

全体的に

新株予約権が目立ちますが、本試験対策として重要なのは役員の変更の方です。役員の任期については、どんなに複雑なものであっても正しく判断できるようにしておく必要があります。

募集新株予約権の発行について

新株予約権についての登記事項は覚えておくべきです。前回の本試験で出題されたので 2 年連続というのは考えにくいのですが、発行以外での出題は考えられますし、択一式で問われることも考えられます。

募集新株予約権の数は登記しません。登記するのは、現実に発行された新株予約権の数です。これは、募集株式の発行をしても募集株式の数を登記しないことと同じです。発行しようとした数を公示するメリットはありません。

新株予約権については、2 種類の金額を登記することを覚えているだけで楽になります。募集新株予約権の払込金額と行使に際して出資される財産の価額です。募集新株予約権の発行以外の方法で新株予約権を発行した場合であっても、募集新株予約権の払込金額は登記する扱いです。つまり、2 種類の金額は、発行方法にかかわらず登記されることになります。ただし、「無償」と登記する場合があります。

役員の任期について

「選任後○年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時」という日本語の意味を正しく理解しましょう。任期の判断に当たって最初に行うのは、「選任後○年以内に終了する事業年度のうち最終のもの」を特定することです。「選任後○年以内に終了する定時株主総会」を特定しようとしてはいけません。また、平成 31 年の 4 年後が令和何年かは、答えられるようにしておきましょう。「平成 35 = 令和 5」と考えてもいいです。

退任によって欠員が生じることがあっても、退任日が変わることはありません。欠員の発生は考えずに退任日を特定してください。退任するかどうかと、退任の登記を申請するかどうかは、全く別の問題です。

社外監査役について

M について、「同 M」「同（同）M」「同（社外監査役）M」といった多様な記載がありました。こういった記載を本試験がどのように採点するかは不明です。本試験で減点されたかどうかはわかりませんし、その採点に不服を申し立てる機会はありません。「監査役（社外監査役）M」という記載であれば、絶対に減点されることはないと言えます。

監査役 E については社外監査役である旨を登記する必要が生じています。この場合の社外監査役の登記については、原因年月日が登記されません。「令和 4 年 6 月 28 日就任」と登記される者とは区別しましょう。

第 3 欄について

代表取締役を支配人に選任することはできないという明確な先例があるので、支配人に選任された者が代表取締役であることを指摘すれば十分です。先例が存在する理由を語る必要はありません。一般に、理由においては、どのように法律や先例に当てはめられるのかを説明すればよく、法律や先例の趣旨に触れる必要はありません。そういった抽象的な話をするより、問題中の具体的な事実を挙げるべきです。

第 3 欄で指摘することが求められているのは、何らかの無効や取消しの原因があるために法律上登記事項とされている事項が登記できなくなっている事項についてです。問題文からそこまで読み取ることはできないのですが、過去の本試験の出題から判断して、そういった事項の指摘を求めているのだと考えるべきです。また、そう解釈しないと、第 3 欄に記載すべき事項が増えすぎてしまいます。なので、就任承諾が得られていないので就任の効力が生じていないといった事項は、単に効力が生じていない事項であり、第 3 欄での指摘は求められていないと考えるべきです。同様に、欠員が解消するまで申請できない退任の登記も、単に申請できる時期が未到来であるというだけなので、第 3 欄での指摘は不要と考えていいです。ただし、指摘の内容が正しいのであれば、本試験の採点者が減点しないことも期待できるので、迷ったら書いてしまうという方針も悪くはないでしょう。